

## 第4章 施策の展開

## 1 目標値の考え方

計画を着実に推進していくため、基本目標ごとに計画の進捗度合いを計る5年後の目標値を設定します。

また、計画的かつ着実に事業を実施するため、以下の要件にあてはまる施策・事業について、可能な限りその活動の5年後の目標値を設定しています。

### 【目標値を設定する事業の要件】

- ① 重点事業
- ② 重点事業以外の事業で、目標の設定が適当である事業
- ③ 他の関連計画に目標値を掲げる事業。ただし、目標年度は関連計画の目標年次の合わせるものとする。

## 2 重点事業の考え方

基本目標を達成するため、課題に対して効果が高く、市民のニーズがあり早期の取組が求められているもの、または男女共同参画の推進に直接的にかかわり先導性があるものを重点事業とします。

# 基本目標 I 男女共同参画についての理解を深める基盤づくり

## 施策の体系

●：重点事業

★：新規事業

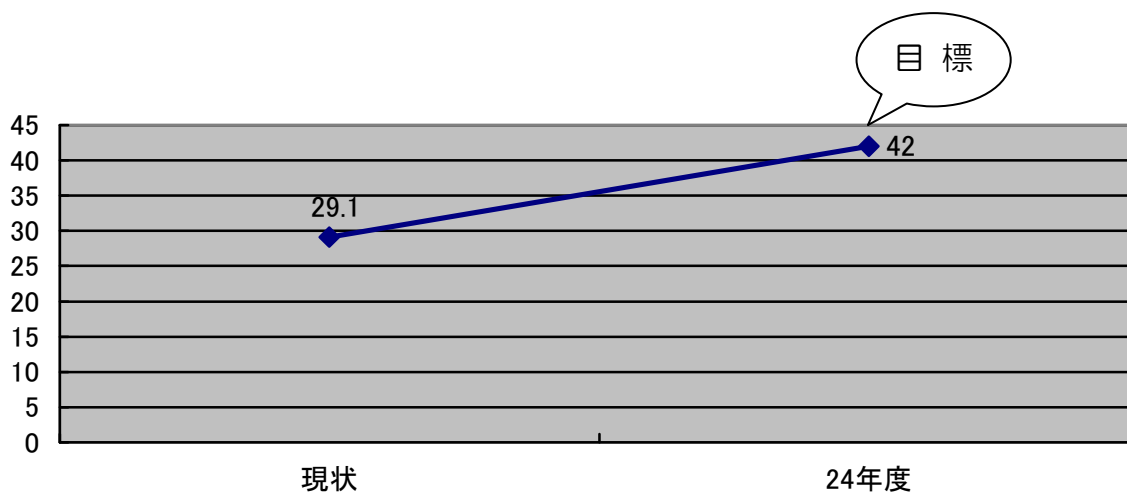
施策の方向	取り組むべき施策	施策・事業	ページ
1 男女共同参画の意識づくり	(1) 男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動	○ 男女共同参画推進月間の実施	39
		● ときめく未来へ参画会議の開催	40
		○ 男女共同参画に関する情報提供	41
		○ ふれあいのある家庭づくり事業の実施	42
		○ ★市職員への啓発	42
	(2) 男女共同参画の意識を高める学習の推進	● 男女共同参画推進講座の開催	44
		○ ★若者への学習機会の提供	45
2 男女共同参画の視点に立った教育の推進	(1) 男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実	● ★家庭教育に関する意識啓発事業の実施	48
		○ 家庭教育に関する学習機会の提供	48
		○ 男女共同参画推進講座の開催	49
	(2) 男女共同参画の視点に立った学校教育の推進	○ 人権（男女平等）教育の推進	50
		● 男女共同参画教育参考資料を活用した教育の実施	50
		○ 若者への性教育の充実	51
		○ 教職員を対象とした男女平等教育の研修の促進	51

基本目標 I 男女共同参画についての理解を深める基盤づくりの目標値

家庭生活において男女平等と感じる人の割合を増やします。

男女共同参画は、日常生活が営まれる家庭から推進していくことが大切です。しかし、平成18年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査によると、家庭生活において男女平等と感じる人の割合は29.1%で、平成19年度実施の内閣府調査の42%を大きく下回っています。

こうしたことから、男女共同参画社会の基盤づくりとしての意識啓発や学習・教育事業を実施することにより、家庭生活において男女平等と感じる人の割合を増やします。なお、目標は内閣府調査の水準に設けます。



指標	現状	平成24年度
家庭生活において男女平等と感じる人の割合	29.1%	42.0%

施策の方向 1

## 男女共同参画の意識づくり

男女共同参画社会の実現のため、すべての人が男女共同参画を正しく理解し、意識を深められるよう啓発活動や学習を推進します。

取組むべき施策 1

### 男女共同参画の理解を促す広報・啓発活動

市民一人ひとりが男女共同参画についての正しい理解と意識を持てるよう積極的な広報・啓発活動を行います。

#### 1 男女共同参画推進月間の実施

対象：全市民

1996年に開催した「日本女性会議‘96うつのみや」を記念して、女性会議の開催された10月を「うつのみや男女共同参画推進月間」とし、講演会の開催や市庁舎や男女共同参画推進センター等においてパネル展示をするなど、集中的に事業を実施します。

## 2 「ときめく未来へ参画会議」の開催

対象：全市民

重点

2006年に開催した「第17回男女共同参画全国都市会議 in うつのみや」の成果をつなぎ、男女共同参画社会の実現に向けた実践的な展開を図るため、毎年10月の「うつのみや男女共同参画推進月間」中に、男女共同参画推進センターにおいて市民との協働で討論会やイベントなどを開催します。

内容に工夫を凝らし、また、多くの方に参加を呼びかけることで、今まで男女共同参画について考えたことのなかった人も楽しく参加し、男女共同参画の重要性について気づく場にします。

指標名	平成19年度見込み	平成24年度見込み
「ときめく未来へ参画会議」の開催回数	年1回	年1回

### Whats?

なぜ?なに?

「第17回男女共同参画全国都市会議 in うつのみや」

宇都宮市制110周年を記念して開かれた全国会議。2日間で延べ2,600人が参加した会議では、「あなたとわたし ときめく未来へ 輝く個性」をメインテーマに掲げ、働き方や地域活動への参画、女性のチャレンジなどを論題として、男女共同参画の実現に向けて熱い議論が交わされました。開催にあたり、市民や男女共同参画推進団体の代表者など、70名からなる実行委員会を設立し、企画段階から市民と市の協働で作り上げた会議です。

### 3 男女共同参画に関する情報提供

対象：全市民

男女共同参画の正しい理解を促進するため、男女共同参画に関する情報を積極的に提供します。

○ 男女共同参画啓発誌「ぱーとなーしっぷ」の発行と周知

男女共同参画施策の解説や取組状況を紹介する啓発誌を年2回発行し、自治会回覧や本市の関連施設への設置などにより周知します。

○ 「男女共同参画推進センターだより」の発行と周知

男女共同参画推進の拠点施設である男女共同参画推進センターの事業紹介などを行う「男女共同参画推進センターだより」を年4回発行し、本市の関連施設への設置などにより周知します。

○ 広報紙等による情報発信

多くの市民の目に触れる「広報うつのみや」や本市ホームページを活用し、男女共同参画に関する情報を発信していきます。

○ 情報コーナーの設置

市役所・男女共同参画推進センターに男女共同参画情報コーナーを設置し、パンフレットの配架や関連する新聞記事の切り抜きの張り出しなどにより、最新の情報を提供します。

#### 4 ふれあいのある家庭づくり事業の実施

対象：全市民

男女共同参画推進の基本は社会の最小単位である家庭です。第3日曜日の「家庭の日」を推進し、ふれあいを通して家族の絆を深めることを全市的に促すことで、家族が協力・尊重しあう男女共同参画意識を高めます。

##### ○ 啓発イベントの開催

青少年育成団体による活動発表や、中高生によるダンスやバンド演奏のステージ発表などによる市民向け啓発イベントを開催します。

##### ○ 作品コンクールの実施

「家庭の日」を題材としたイラストや川柳などの作品コンクールを実施し、入賞作品を作品集や啓発物品に活用するなどして広く広報します。

#### 5 市職員への啓発

対象：市職員

市職員が男女共同参画の意義や内容を理解し、市民に向けて正しい情報発信や行動がとれるよう、職員に向けた情報発信や研修を行います。

##### ○ 市職員向け「男女共同参画ニュース」の発行・周知

新規

市職員を対象に、市内LANを利用して定期的に男女共同参画に関する情報を提供するとともに、職員自身のワーク・ライフ・バランスへの取組促進のための啓発を行い、職員の意識を高めます。

##### ○ 人権研修・セクシュアル・ハラスメント防止研修の実施

各階層の市職員を対象に、人権研修、セクシュアル・ハラスメント防止研修を実施し、職員の男女共同参画意識を高めます。

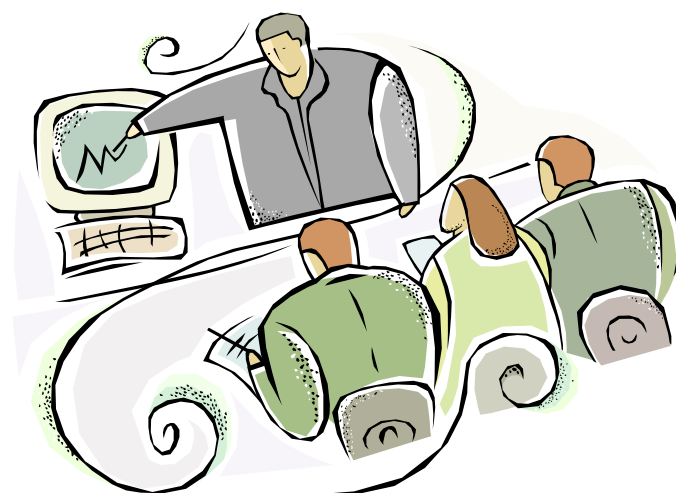


○ 男女共同参画の視点からの表現ガイドラインの周知

「男女共同参画の視点からの表現ガイドライン」を定期的に周知するとともに具体的な表現事例を示すなどして、本市が発行する刊行物の表現への配慮を徹底します。

○ 保育士対象の男女共同参画研修の実施

子どもは、教育するものの性別役割感や言動に大きく左右されます。幼児期からの男女共同参画意識を養うために、幼児に接する保育士の男女共同参画意識を高める研修を行います。



取組むべき施策 2

男女共同参画の意識を高める学習の推進

男女共同参画社会を実現するためには、市民一人ひとりが男女共同参画についての正しい意識をもって行動することが必要です。そのために、あらゆる分野で男女共同参画について学ぶ機会を提供し、意識の醸成を図ります。

6 男女共同参画推進講座の開催

対象：全市民

重点

家庭・学校・地域・職場などあらゆる分野における男女共同参画を推進するため各種講座を開催します。男女共同参画推進講座に参加した人が行動することで、身近なところからの男女共同参画社会づくりを目指します。

○ 男女共同参画推進市民講座（出前講座）の開催

自治会やサークルなど、受講を希望する団体のみなさんが準備した会場に伺い、子育てや家庭教育、職場環境、DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者からなどの暴力）などの男女共同参画をテーマにした講座を開きます。

また、地区市民センターや生涯学習センターなどを会場に、知識と意識をより深めるために、グループ討議などにより、自らの言葉で語り合う、参加型講座を実施します。

○ 市民企画型啓発講座の開催

市民や市民団体の企画提案による意識啓発講座を、男女共同参画推進センターなどを会場に、市民と協働で開催します。

○ 男女共同参画推進センター講座の開催

男女共同参画推進の拠点施設である男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画関連講座を開催します。

指標名	平成 19 年度見込み	平成 24 年度見込み
男女共同参画推進センター講座の開催回数	年 14 回	年 50 回

**7 若者への学習機会の提供**

**対象：中学1・2年生，高校生，大学生**

男女共同参画の推進を次代につなぐため、若者の意識を高める学習機会を提供します。

○ 男女共同参画社会づくり標語等コンクールの実施

中学1・2年生を対象にした「男女共同参画社会づくり標語等コンクール」を実施し、入賞作品を展示や啓発物品などに活用し、広く広報します。

○ パートナーシップ甲子園（男女共同参画料理コンテスト）の実施

**新規**

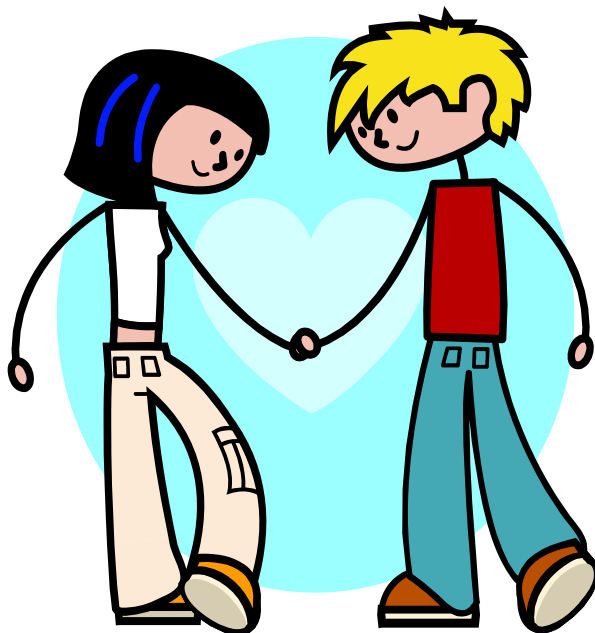
高校生・大学生を対象に、男女ペアで協力しながら料理を作る過程を審査する「パートナーシップ甲子園（男女共同参画料理コンテスト）」を男女共同参画推進センターで実施します。

指標名	平成 19 年度見込み	平成 24 年度見込み
パートナーシップ甲子園の開催回数	—	年 1 回

○ 若者向けの暴力防止のための啓発

高校生や大学生を対象に、若者への暴力防止教育〔デートDV（恋人間などの暴力）防止講座〕を実施し、若い頃から暴力の芽を育てないための教育を行います。

また、デートDV防止パンフレットを多くの若者に啓発できる機会である成人式や若者の集まる施設などにおいて配布し、暴力に対する‘気づき’を促します。



施策の方向 2

男女共同参画の視点に立った教育の推進

男女共同参画を進めていくためには子どもから大人まで、男女共同参画についての正しい教育を受けることが大切です。市民意識調査によると、男女共同参画社会の実現に向けて市が力を入れたら良いと思う施策の上位に「子どもの頃からの男女共同参画に関する教育・学習」があり（17 ページ参照）、幼少時代から男女が性別にとらわれず互いを尊重する意識を形成するための教育を行うことの重要性が高まっているといえます。

また、子どもは、保護者や教職員の性別役割感やしつけなどの影響を受けやすいことから、保護者や教職員に対する男女共同参画に関する教育の支援もあわせて行う必要があります。

取組むべき施策 1

男女共同参画の視点に立った家庭教育支援の充実

子どもの教育の基本は家庭です。家庭において、次代を担う子どもたちに男女平等や男女の協力など、男女共同参画の正しい教育が行われるよう、家庭教育の支援を充実します。

## 8 家庭教育に関する意識啓発事業の実施

対象：保護者

重点

男女が互いを尊重し理解しあうような子どもの人間形成を図るため、保護者等に家庭教育の重要性についての意識啓発を図ります。

### ○ 家庭教育情報誌の発行・周知

多くの保護者に家庭教育の重要性に気づいてもらうことを目的として、子育て関連情報などを掲載した親学情報紙「KODOMO LOOK」を発行し、保育園、幼稚園、小学校（低学年）の保護者を対象に配布します。家庭において、子どもたちが、性別にかかわらず互いを尊重しあうことを学ぶことで、男女共同参画の推進が次代につながります。

指標名	平成19年度見込み	平成24年度見込み
家庭教育情報誌の発行回数	年2回	年2回

### ○ 家庭教育啓発ビデオの作成と周知

新規

子どもの年齢別の家庭教育啓発ビデオを作成し、幼稚園・小中学校の行事や就学時健診、入学式、成人式などで上映し、あらゆる機会を捉えて周知します。

## 9 家庭教育に関する学習機会の提供

対象：保護者

家庭教育力の向上を目指し、保護者の教育能力の向上を図るための学習機会を充実し、参加の促進を行います。

### ○ 出前講座の開催

自治会やサークルなど、受講を希望する団体のみなさんが準備した会場に伺い、子育てに必要な知識や技術、親の役割、子どもとのかかわり方を学ぶ講座を開催します。

## 6 男女共同参画推進講座の開催（再掲）

対象：全市民

家庭・学校・地域・職場などあらゆる分野における男女共同参画を推進するため各種講座を開催します。男女共同参画推進講座に参加した人が行動することで、身近なところからの男女共同参画社会づくりを目指します。

### ○ 男女共同参画推進市民講座（出前講座）の開催

自治会やサークルなど、受講を希望する団体のみなさんが準備した会場に伺い、子育てや家庭教育、職場環境、DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者からなどの暴力）などの男女共同参画をテーマにした講座を開きます。

また、地区市民センターや生涯学習センターなどを会場に、知識と意識をより深めるために、グループ討議などにより、自らの言葉で語り合う、参加型講座を実施します。

### ○ 市民企画型啓発講座の開催

市民や市民団体の企画提案による意識啓発講座を、男女共同参画推進センターなどを会場に、市民と協働で開催します。

### ○ 男女共同参画推進センター講座の開催

男女共同参画推進の拠点施設である男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画関連講座を開催します。

取組むべき施策 2

男女共同参画の視点に立った学校教育の推進

学校教育の場において、発達段階に応じて、人権の尊重、男女平等、男女の相互理解と協力の重要性などの教育を行います。

1.0 人権（男女平等）教育の推進

対象：小中学校

学校教育の場で、各学年において道徳・社会科などの学習を通じて、男女平等の理解及び男女の協力についての指導や人権の尊重に関する教育を実施します。

1.1 男女共同参画教育参考資料を活用した教育の実施

対象：小学5年生

重点

性別にとらわれない家事分担や職業観・メディアを読み解く力を養う内容などを盛り込んだ男女共同参画教育参考資料「かがやき」を、小学5年生全員を対象に配布し、活用します。また、時代に即した内容となるよう教材の内容を見直します。

○ 教育参考資料「かがやき」の活用

教育参考資料「かがやき」を、授業や宿題で活用するほか、ゲームや紙芝居などを交えながら、「かがやき」の内容の理解を深める出前講座を実施するなどして、各学校での活用を図ります。さらに、「かがやき」を通して、次代を担う子どもたちが男女共同参画を学ぶだけでなく、学んだことを家庭へ持ち帰り家族で男女共同参画について考えるきっかけをつくります。

指標名	平成19年度見込み	平成24年度見込み
男女共同参画教育参考資料を授業や出前講座などで活用している学校の割合	54.4%	100%



## 1.2 若者への性教育の充実

対象：中学生・高校生

思春期の若者が性と健康に関する正しい知識や情報を入手し、自らの性と健康を守るための望ましい行動が取れるような資質や能力を養います。

### ○ 「性教育サポート事業」の実施

中学3年生を対象に、産婦人科医師が講話する「性教育サポート事業」を全校で実施します。

### ○ 出前講座の実施

職員が中学校・高校等に出向き、性に関する正しい知識の教育と、エイズを含む性感染症の予防教育を行う「性といのちに関する健康教育出前講座・エイズ予防教育出前講座」を実施します。

## 1.3 教職員を対象とした男女平等教育の研修の促進

対象：教職員

教職員一人ひとりが、教育する者として正しい男女共同参画意識を持てるよう、研修を実施します。

### ○ 人権教育研修会の実施

各学校の人権教育主任の教員が、本市や県が開催する人権教育研修会において男女平等教育などについて学びます。

## 基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに参画できる環境づくり

### 施策の体系

●：重点事業

★：新規事業

施策の方向	取り組むべき施策	施策・事業	ページ
3 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組	(1) 雇用環境の整備と働き方の見直しの促進	○ 事業者向け啓発事業	56
		● ★事業者訪問の実施	56
		○ ★ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備支援	57
		○ ★男女共同参画推進事業者の顕彰・認証・優遇	57
		○ ★勤労者向け啓発事業	58
	(2) 仕事と家庭生活などとの両立支援の推進	○ ★保育園・幼稚園における多様な保育サービスの提供	60
		● ★地域における子育て支援活動の充実	63
		○ 高齢者等の介護支援の充実	65
	(3) 家庭生活における男女共同参画の促進	● ★男性の家庭生活への参画促進事業	66
		○ ふれあいのある家庭づくり事業の実施	67
		○ ★家庭教育に関する意識啓発事業の実施	67
		○ 家庭教育に関する学習機会の提供	68
	(4) 地域活動における男女共同参画の促進	● ★男性の地域活動への参加・参画促進	69
		○ ★女性の視点を反映した地域づくりの促進	70
		○ 地域活動の担い手育成	71
	(5) 女性の多様なチャレンジへの支援	● ★女性の再就職支援	72
		○ 女性の起業支援	74
		○ 女性の政策・方針決定過程への参画促進	74
		○ 女性の人材育成と活用	75

## 基本目標Ⅱ 男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などに 参画できる環境づくりの目標値

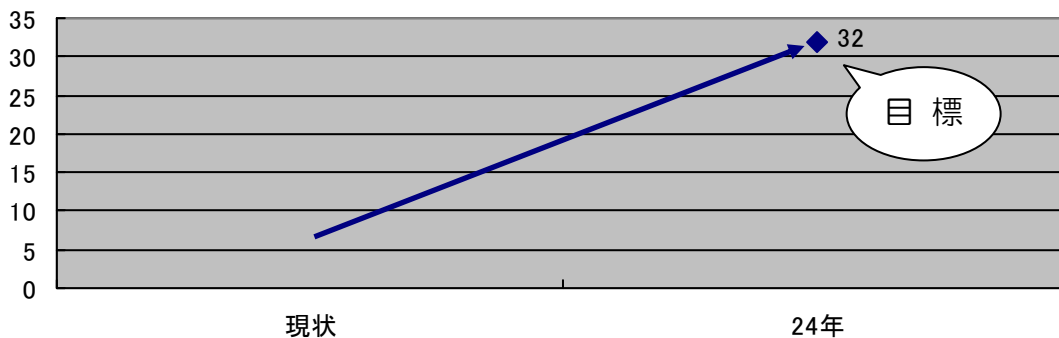
**仕事・家事・プライベートを両立している男性の割合を増やします。**

平成18年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査によると、仕事が忙しく社会的活動ができない男性の割合は45.5%で、前回調査（平成13年）の33.3%を大きく上回っています（14ページ参照）。また、家庭生活における夫婦の役割分担の理想と現実を比べると、炊事や子どもの身の回りの世話について、約半数の男性が夫と妻で半々に行うことを理想としているものの、実際に夫と妻の半々で行っている人は約1割にとどまっています。男女共同参画会議 少子化と男女共同参画に関する専門調査会が平成18年に実施した「少子化と男女共同参画に関する意識調査」によると、男性（既婚有業）の32%が仕事・家事・プライベートの両立を希望しているものの、実際に両立している人はわずか7.8%であり、ワーク・ライフ・バランスの理想と現実が大きくかけ離れていることが分かりました。

こうしたことから、職場・家庭・地域において、男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などにバランスよく参画できる環境を整備することにより、特に仕事中心の生活になっている男性（既婚有業）で、仕事・家事・プライベートの両立ができていない人の割合を増やすことを目標とします。

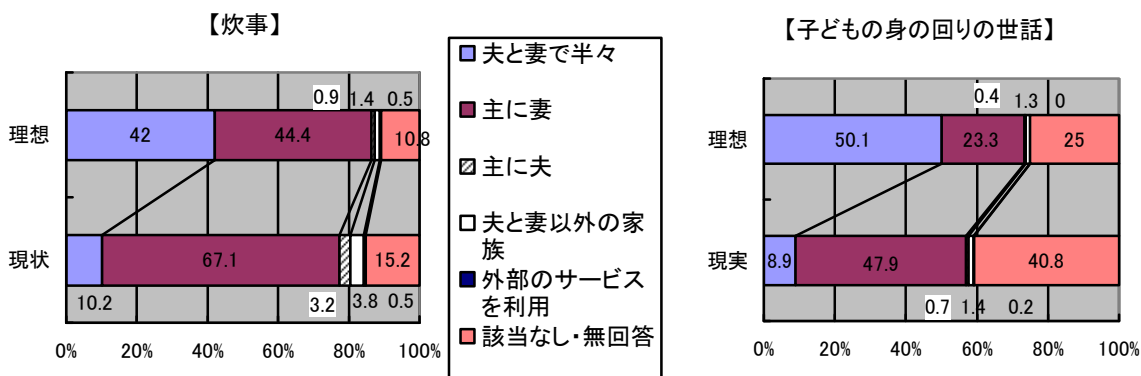
なお、本市においては国と同様な調査を実施していないため、現状値のデータがありませんが、目標値は「少子化と男女共同参画に関する意識調査」の結果から、希望に沿ったワーク・ライフ・バランスを実現するため、仕事・家事・プライベートの両立を希望する人の割合の32%に設けます。

第4章 施策の展開（基本目標Ⅱ）



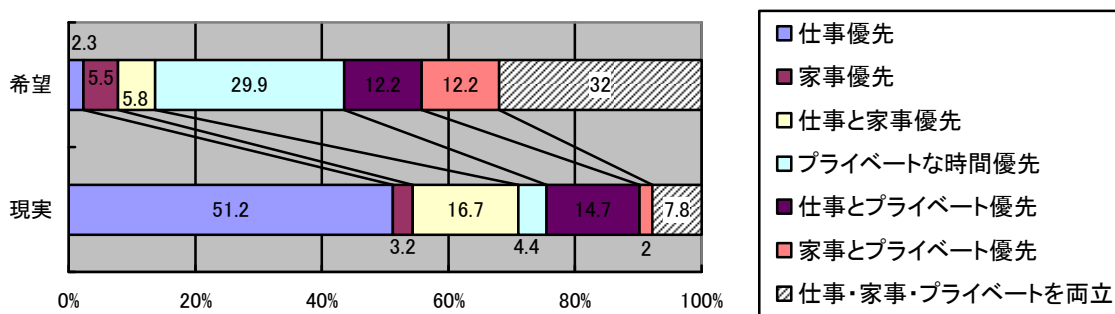
指標	現状	平成 24 年度
仕事・家事・プライベートを両立している男性（既婚有業）の割合	—	32%

《参考》 夫婦役割分担の現状と理想（男性）



（平成 18 年度 宇都宮市男女共同参画に関する意識調査）

《参考》 ワーク・ライフ・バランスの希望と現実（男性・既婚・有業）



（少子化と男女共同参画に関する意識調査 平成 18 年 男女共同参画会議 少子化と男女共同参画に関する専門調査会）

施策の方向 3

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）への取組

男女がともに仕事・家庭生活・地域活動などにバランスよく参画できるよう、各分野で仕事と生活の調和を図るための取組を行います。

取組むべき施策 1

雇用環境の整備と働き方の見直しの促進

市民意識調査の結果では、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を保ち、男性が家事や子育て・介護等に参加するためには「労働時間の短縮や休暇制度の普及が必要」と答える人男性が 45.5%にも上りました（13 ページ参照）。雇用環境の整備や働き方の見直しによる労働環境改善への取組を推進し、ワーク・ライフ・バランスを進めるため、事業者と勤労者の主体的な取り組みを促進します。

**Whats?**

なぜ?なに?

ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスとは、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態をいいます。ワーク・ライフ・バランスを実現することで、社会の活気と一人ひとりの豊かさが実感できる社会を目指しています。

## 1.4 事業者向け啓発事業

対象：事業者

事業者を対象に事業所における男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスについての理解を深めるための啓発事業を行います。

### ○ 事業所向け出前講座の実施

事業所に出向き、男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスについての出前講座を開催します。

### ○ 事業所の取組事例集・啓発パンフレット等の配布

働きやすい職場づくりに向けての優れた取組事例を紹介する「男女共同参画推進事業者事例集」を発行し、市民・事業者に周知することで、本市全体の気運が高まることを期待します。また、男女共同参画啓発誌「ぱーとなーしっぷ」、事業者向け男女共同参画度チェックシートの配布などを通し、事業者と勤労者の意識啓発を図ります。

### ○ 「勤労者向けガイドブック（働くあなたのサポートガイド）」の作成と配布

労働に関する法律や制度を紹介する「勤労者向けガイドブック（働くあなたのサポートガイド）」を作成し、事業者を訪問して配布します。

## 1.5 事業者訪問の実施

対象：事業者

重点

新規

労働環境改善への取組を促進するため、本市の事業者を1軒ずつ訪問し、面談とポスターやチラシの配布により、ワーク・ライフ・バランス推進の意義や重要性についての理解を促します。

また、訪問・面談することで事業者の実態やニーズを把握し、課題を次の施策に反映します。

指標名	平成19年度見込み	平成24年度見込み
事業所訪問延べ件数	—	250社

## 1.6 ワーク・ライフ・バランスに向けた環境整備支援

対象：事業者

新規

事業者のワーク・ライフ・バランスに向けた取組を支援します。

### ○ ワーク・ライフ・バランスコンサルタントの派遣

ワーク・ライフ・バランスの取組を行いたい課題があつて困っているという事業者や、ワーク・ライフ・バランスの取組をさらに推進したいという事業者を対象に、ワーク・ライフ・バランスの診断・指導を行うコンサルタントを派遣し、個々の事業所の実情に応じた取組の提案と改善を推進します。

## 1.7 男女共同参画推進事業者の顕彰・認証・優遇

対象：事業者

男女がともに働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる事業者を顕彰し、その取組を紹介することで、他の事業者への波及を期待します。

また、推進事業者への各種優遇措置を行うことで、事業者の取組を加速します。

### ○ 男女共同参画推進事業者表彰（きらり大賞）の実施と周知

男女がともに働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる市内事業者を表彰し、その取組を市民に周知します。

指標名	平成19年度見込み	平成24年度見込み
きらり大賞受賞事業者延べ件数	4社	14社

○ 推進事業者の認証制度の構築

新規

「宇都宮版CSR」認証制度を構築し、事業所における男女共同参画の推進、特にワーク・ライフ・バランスへの積極的・先進的な取組を行っている事業所の評価を行います。

**Whats?**  
なぜ?なに?

CSR（Corporate Social Responsibility）

企業の社会的責任。「持続可能な社会を目指すためには、企業も経済だけでなく社会や環境などの要素にも責任を持つべきである」という考えにもとづく、企業の自発的な活動をさします。

企業のCSR活動の主なものには、従業員が働きやすい労働環境の整備や環境に配慮した事業活動、地域社会への貢献などがあります。

○ 推進事業者への優遇措置の検討

新規

本市の有する広報媒体による企業のPR強化や入札参加資格の加点制度導入の検討など、推進事業者への優遇措置を行い事業者の取組を促進します。

**1.8 勤労者向け啓発事業**

対象：勤労者

新規

ワーク・ライフ・バランスの実現のためには、事業者と勤労者の双方での取組が不可欠です。そのため、勤労者のワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発を図ります。

○ 事業所の取組事例集・啓発パンフレット等の配布（再掲）

働きやすい職場づくりに向けての優れた取組事例を紹介する「男女共同参画推進事業者事例集」を発行し、市民・事業者に周知することで、本市全体の気運が高



まることを期待します。また、男女共同参画啓発誌「ぱーとなーしつぷ」、事業者向け男女共同参画度チェックシートの配布などを通し、事業者と勤労者の意識啓発を図ります。

- 「勤労者向けガイドブック（働くあなたのサポートガイド）」の作成と配布（再掲）  
労働に関する法律や制度を紹介する「勤労者向けガイドブック（働くあなたのサポートガイド）」を作成し、事業者を訪問して配布します。

- 勤労者との意見交換  
勤労者との意見交換の場を設け、勤労者のワーク・ライフ・バランスに対する意識づけを行うとともに、現状とニーズを把握し、課題を施策に反映します。



取組むべき施策 2

仕事と家庭生活などとの両立支援の推進

仕事と家庭生活などとの両立を可能にし、男女がともにあらゆる分野に参画するためには、男性も女性もともに家族的責任を担い、また、社会がこれを支援していくことが必要です。市民意識調査では女性の再就職などに必要なこととして、約4割の人が「子どもや介護が必要な人などをあずかってくれる施設の充実」をあげています（15ページ参照）。

こうしたことから、仕事と家庭の両立を支援するための、育児や介護の社会的支援を充実します。

19 保育園・幼稚園における多様な保育サービスの提供 対象：保護者

多様なニーズに応える保育サービスを提供し、仕事と家庭の両立を支援します。

○ 延長保育の実施

多様化する就労形態や通勤時間等を考慮し、通常の保育時間を超え、午後7時までの延長保育の全園での実施を目指します。

指標名	平成19年度見込み	平成21年度見込み
延長保育実施率	99%	100%

（宇都宮市次世代育成支援行動計画（平成17年～21年）において定められた目標値）

○ 長時間延長保育の実施

遠距離通勤者等の長時間延長保育へのニーズに対応するため、保育所において

概ね午後9時までの保育を行う長時間延長保育を、地域のバランスを考慮しながら実施します。

指標名	平成19年度見込み	平成21年度見込み
長時間延長保育の実施か所数	3か所	12か所

（宇都宮市次世代育成支援行動計画（平成17年～21年）において定められた目標値）

#### ○ 一時保育の実施

就労形態の多様化等に対応し、保護者の就労形態により週3日程度家庭で保育できない場合、断続的に保育します。地域バランスに配慮しながら、一時保育実施園の拡充を図ります。

指標名	平成19年度見込み	平成21年度見込み
一時保育の実施か所数	48か所	49か所

（宇都宮市次世代育成支援行動計画（平成17年～21年）において定められた目標値）

#### ○ 休日保育の実施

就労形態の多様化により日曜などの休日に就業する保護者のニーズに対応した休日保育について、保護者の利便性を考慮し、地域のバランスを踏まえながら実施園の拡充を図ります。

指標名	平成19年度見込み	平成21年度見込み
休日保育の実施か所数	1か所	4か所

（宇都宮市次世代育成支援行動計画（平成17年～21年）において定められた目標値）

○ 夜間保育の実施

保護者の就労形態の多様化，サービス産業の営業時間の延長などにより，夜間における保育ニーズが高まっていることから，地域のバランスを考慮しながら，夜間保育の拡充に努めます。

指標名	平成19年度見込み	平成21年度見込み
夜間保育の実施か所数	1か所	2か所

（宇都宮市次世代育成支援行動計画（平成17年～21年）において定められた目標値）

○ 病後児保育の実施

病気の回復期にあり集団保育の困難な乳幼児を，一時的に病院などの施設で保育する病後児保育事業について，利用者の利便性の向上を図り拡充します。

指標名	平成19年度見込み	平成21年度見込み
病後児保育の実施か所数	3か所	4か所

（宇都宮市次世代育成支援行動計画（平成17年～21年）において定められた目標値）

○ 広域入所の実施

仕事と家庭の両立支援のため，市外の勤務地（あるいは居住地）にある保育園への広域入所を実施します。

○ 事業所内保育施設設置助成事業の実施

**新規**

勤労者が安心して子どもを生き育てられる環境整備として，新たに事業所内に小規模保育施設（乳幼児の定員が5人以上10人未満の施設）を設置する市内の事業主に，設置費用の一部を助成します。

○ 私立幼稚園預かり保育の実施

私立幼稚園においては、開園前の早朝、土曜日や夏休みなどの通常の保育時間以外における預かり保育を実施しています。

**20 地域における子育て支援活動の充実**

対象：保護者

重点

身近な場所で安心して子育ての援助を受けられるよう、地域の子育て支援を充実します。

○ ファミリー・サポート・センター事業の充実

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助をしたい人（協力会員）が会員となって子育ての相互援助活動を行う「ファミリー・サポート・センター事業」を実施します。子育て支援を通し、たくさんの人との地域でのふれあいをはぐくみ、安心して仕事と子育てを両立できる社会をつくりまします。

指標名	平成19年度見込み	平成24年度見込み
ファミリー・サポート・センター会員数	1,600人	2,650人

○ 保育ママ制度の実施

新規

保育所の整備を計画的に進めておりますが、依然として待機児童は解消されていない状況です。このため、地域の人材を活用し、本市が認定する保育士または看護師の資格を持つ家庭福祉員が自宅で保育を行う「保育ママ制度」を、地域バランスに配慮しながら実施します。

○ 一時預かり保育事業の実施

中心市街地再開発ビル内“ゆうあいひろば”で、乳幼児を一時的に預かる「一

時預かり保育事業」を実施します。保護者のリフレッシュを促すとともに、育児に関する相談も行います。

○ 子育てサロンの拡充

地域の子育て家庭が気軽に訪れ、遊びを通して交流ができる場を提供する子育てサロンを整備し、地域全体で子育てを支援する基盤の拡充を図ります。

また、育児に関する相談指導や、情報提供も併せて行います。

○ なかよしクラブの実施

心身の発達に遅れがあると思われる幼児と保護者のための相談や遊びの提供を行う「なかよしクラブ」を実施します。

○ 保育所の地域活動の推進

地域住民が、保育所などの地域の子育て支援施設と行事などを通じて交流の機会を持てるよう、季節的行事や伝承遊び等を通じて世代間のふれあいを図る世代間交流事業や、保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事やハイキング等の共同活動を通して交流を図る異年齢児等交流事業を行います。また、地域の子育て家庭を対象に、育児講座の開催や子育て相談事業を行うなど、保育所の地域活動を推進します。

○ 保育園における園庭開放

地域における安全な遊び場と交流の場を提供するため、地域の子育て家庭を対象に保育所の園庭開放を行い、在宅の未就園児との交流を深めます。今後も、実施回数の増加や、実施園の拡大など、事業の充実を図ります。

○ 宮っ子ステーション事業の実施

平日の午前は、乳幼児とその保護者に対する子育て支援、平日の午後は昼間保護者のいない小学生に対して遊び場・居場所の提供、休日は地域全体の児童に対して、遊び場・居場所の提供を行う、宮っ子ステーション事業（学童保育）により、地域で児童の健全育成を図ります。

**2 1 高齢者等の介護支援の充実**

**対象：要介護者とその家族**

介護を必要とする人やその家族が、仕事や地域活動と家庭生活を両立できるよう支援します。

○ 介護保険事業の着実な実施

介護の負担を社会で支え軽減する「介護保険制度」の適正な利用促進に向け、利用方法やサービス内容について情報提供を積極的に行うとともに、訪問介護（ホームヘルプサービス）や通所介護（デイサービス）など、さまざまな介護サービスの提供を通じ、仕事などと家庭生活の両立を支援します。

○ 地域包括支援センターの活用

高齢者が住みなれた地域で生き生きとした生活ができるよう、市内 25 か所の地域包括支援センターにおいて、介護に関する総合相談や、具体的な介護方法をアドバイスする「家族介護教室」の実施などに取り組みながら、高齢者やその介護者の支援を行います。

取組むべき施策 3

家庭生活における男女共同参画の促進

市民意識調査によると、男性の約6割が、家事や子育て・介護等への参加を希望しています（12 ページ参照）。また、再就職などの女性の再チャレンジに必要なことは、夫の理解や家事・育児への参加であると答える人が45%と最も多くなっています（15 ページ参照）。男性の家庭参画が進むことは、家事に参加したい男性の希望の実現だけでなく、女性の再チャレンジも促進します。また、高齢社会においては、男性が家庭生活においても自立することが必要なこととなりつつあります。こうしたことから、意識啓発や講座の実施などにより、男性の家庭生活への参画を促進します。

2.2 男性の家庭生活への参画促進事業

対象：男性

重点

男性が家庭にスムーズに参画できるよう、年代に応じた各種講座等を開催します。

○ ママパパ学級の開催

妊婦とその夫を対象に、赤ちゃんの沐浴の練習などを行う「ママパパ学級」を開催します。

○ ファザーリング（父親であることを楽しむ生き方）の推進

新規

特に幼い子を持つ父親を対象に、ファザーリングフェスタの実施やファザーリング事例集、父と子の心にのこる一言集の作成・周知、講座の開催などによりファザーリングの浸透を図ります。

指標名	平成 19 年度見込み	平成 24 年度見込み
父親を楽しむための講座開催回数	—	年 3 回



○ 男性の家事講座の開催 **新規**

男性の家庭生活における自立を促進するため、特に、団塊の世代の男性を対象にした家事講座を、男女共同参画推進センターにおいて開催します。

**4 ふれあいのある家庭づくり事業の実施（再掲）** **対象：全市民**

男女共同参画推進の基本は社会の最小単位である家庭です。第3日曜日の「家庭の日」を推進し、ふれあいを通して家族の絆を深めることを全市的に促すことで、家族が協力・尊重しあう男女共同参画意識を高めます。

○ 啓発イベントの開催

青少年育成団体による活動発表や、中高生によるダンスやバンド演奏のステージ発表などによる市民向け啓発イベントを開催します。

○ 作品コンクールの実施

「家庭の日」を題材としたイラストや川柳などの作品コンクールを実施し、入賞作品を作品集や啓発物品に活用するなどして広く広報します。

**8 家庭教育に関する意識啓発事業の実施（再掲）** **対象：保護者**

男女が互いを尊重し理解しあうような子どもの人間形成を図るため、保護者等に家庭教育の重要性についての意識啓発を図ります。

○ 家庭教育情報誌の発行・周知

多くの保護者に家庭教育の重要性に気づいてもらうことを目的として、子育て関連情報などを掲載した親学情報紙「KODOMO LOOK」を発行し、保育園、幼稚

園，小学校（低学年）の保護者を対象に配布します。家庭において，子どもたちが，性別にかかわらず互いを尊重しあうことを学ぶことで，男女共同参画の推進が次代につながります。

○ 家庭教育啓発ビデオの作成と周知 **新規**

子どもの年齢別の家庭教育啓発ビデオを作成し，幼稚園・小中学校の行事や就学時健診，入学式，成人式などで上映し，あらゆる機会を捉えて周知します。

**9 家庭教育に関する学習機会の提供（再掲）** **対象：保護者**

家庭教育力の向上を目指し，保護者の教育能力の向上を図るための学習機会を充実し，参加の促進を行います。

○ 出前講座の開催

自治会やサークルなど，受講を希望する団体のみなさんが準備した会場に伺い，子育てに必要な知識や技術，親の役割，子どもとのかかわり方を学ぶ講座を開催します。

## 取組むべき施策 4

## 地域活動における男女共同参画の促進

市民意識調査の結果によると、現在、社会的活動に参加していない人は約半数にのぼっていますが、今後行ってみたい活動も特にないという人は2割程度と低く、社会的活動への参加意向が高いものの、現在は参加できていないという状況が伺われます。（14 ページ参照）。

こうしたことから、仕事と生活の調和を図り、男女がともに地域活動に参画しやすい社会をつくります。

## 2.3 男性の地域活動への参加・参画促進

対象：男性

重点

仕事が忙しく社会的活動に参加できない男性が45.5%と特に多いことから（14 ページ参照）、仕事を退職した団塊世代の男性を中心に、男性の地域活動への参加参画を促進する各種事業を実施します。

## ○ 地域活動促進講座の開催

新規

男女共同参画推進センターにおいて、男女共同参画の視点から、地域活動参加のきっかけづくりをおこなう「地域活動促進講座」を開催します。

指標名	平成19年度見込み	平成24年度見込み
地域活動促進講座の実施	—	年2回

○ 人財かがやき支援事業の実施 **新規**

技術や知識を持った市民が指導者などとして活動するきっかけづくりとして、各自の技術や知識を多くの人に知らせる「(仮称)うつのみや人財メッセ(見本市)」を実施します。

○ 宮っ子ステーション事業での活用

地域の大人たちのもつ多様な経験、技能などを生かして、囲碁・将棋や切り絵スポーツなど子どもたちへの体験活動などの機会を提供する「宮っ子ステーション事業」において、男性のもつ経験や技能を活かします。

**2.4 女性の視点を反映した地域づくりの促進** **対象：女性**

地域づくりにおいて、女性の参画が少なかった分野や重要事項の決定の場に女性が参画し、これまでとは違う役割を担うことで、地域が活性化するよう、地域活動への女性の更なる参画を促進します。

○ 女性の視点を反映した防災（災害復興を含む）活動の促進 **新規**

他地域の災害発生時の経験から、避難所における授乳スペースの確保や妊産婦へのケアなど、災害・復興時に女性の視点が不可欠であることから、防災（災害復興を含む）活動への女性の参画を促進する必要があります。そのため、各地区に設置されている自主防災会へ働きかけ、女性の視点を反映した具体的な防災（災害復興を含む）活動を促進します。

○ 自治会活動における男女共同参画の促進

最も身近な地域活動のひとつである自治会活動に、男女双方の意見が反映されることで、活動がより活発になることの理解を各種啓発活動を通じて促します。

## 25 地域活動の担い手育成

対象：全市民

市民意識調査によると、今後、ボランティアやNPO活動を行いたいと思っている人が多い（14ページ参照）、地域活動、特に、ボランティア活動に必要な知識・技術などを学習する機会を提供し、地域活動の活性化を図ります。

### ○ まちづくり講習会の開催

まちづくりの大切さ、必要性を、‘まち歩き’や講演などを通して楽しく学習・体験する「はじめの一步講座」と、課題解決や事業提案手法などを学習し、まちづくり活動の実践にいかす「ステップアップ講座」の2コースを用意し、まちづくり活動の担い手を育成します。

### ○ ボランティア養成講座の開催

DV（ドメスティック・バイオレンス：配偶者などからの暴力）被害者支援ボランティア養成講座などの各種ボランティア講座を開催し、ボランティア活動で活躍する人材を育成します。



取組むべき施策 5

女性の多様なチャレンジへの支援

市民意識調査の結果によると、女性の理想の働き方として「再就職型」をあげる人が男女とも5割以上で、内閣府調査に比べ、高い割合となっています（15 ページ参照）。こうしたことから、再就職をはじめとする女性の再チャレンジを中心に、女性のさまざまなチャレンジを支援していきます。

**Whats?**

なぜ?なに?

女性のチャレンジ支援

社会のあらゆる分野で女性が活躍できるよう、チャレンジしたい女性が、いつでも、どこでも、誰でもチャレンジできるよう支援します。政策・方針決定過程に参画し、活躍することを目指す「上」へのチャレンジ、研究者・技術者等、従来女性が少なかった分野に新たな活躍の場を求める「横」へのチャレンジ、子育てや介護でいったん仕事を中断した女性の再就職等の「再」チャレンジなど、多様なチャレンジを支援していきます。

**2.6 女性の再就職支援**

対象：女性

重点

出産・育児・介護などにより就業を中断した女性で、再就職を希望する人を対象に再就職に必要なスキルなどを習得するセミナーの開催や個別相談の実施などにより再就職の支援をします。

○ 女性のための再就職準備セミナーの開催

再就職に必要なスキルや情報を習得するセミナーを男女共同参画推進センターで開催します。

指標名	平成19年度見込み	平成24年度見込み
再就職準備セミナーの開催回数	年1回	年2回

○ マザーズサロンとの就職情報の連携

男女共同参画推進センターにおいて、ハローワーク（マザーズサロン）の就職情報を提供するなど、ハローワークとの連携を強化します。

**Whats?**

なぜ?なに?

マザーズハローワーク

子育てをしながら就職を希望している人が、子ども連れでもゆっくりと仕事探しができるように、キッズコーナーやベビーベットが完備されているハローワークです。ハローワーク宇都宮駅前プラザ内にあります。

個別の相談や、保育関連サービス、就職支援セミナーなどの情報提供も行っています。

○ 再チャレンジ相談の実施

再就職などの相談にキャリアカウンセラーが応じる「再チャレンジ相談」を男女共同参画推進センターで定期的に行い、個々の状況に応じた適切な助言・指導を行います。これにより、自分にあった職さがしを支援し、再就職につなげます。

○ 再就職活動時の託児の実施

**新規**

市民意識調査では、女性の再チャレンジに必要なこととして、約4割の人が

「子どもや介護が必要な人などをあずかってくれる施設の充実」をあげています（15 ページ参照）。こうしたことから、仕事と家庭生活などとの両立支援の推進（60 ページ参照）とあわせ、再チャレンジ相談や再就職準備セミナーに参加する時などの再就職活動時に、男女共同参画推進センターにおいて無料で子どもを預かる託児を実施します。

## 2.7 女性の起業支援 対象：女性

育児等でいったん仕事を辞めた女性が再チャレンジとして起業に取り組む例も見られることから、女性の再チャレンジを支援する意味でも、また、さまざまな分野に女性がチャレンジすることで地域や経済の活性化につながる点からも、起業をりたい女性に対し各種支援を行います。

### ○ 宇都宮ベンチャーズの運営

ベンチャー企業を志す起業家たちを育成・支援する組織と施設の「宇都宮ベンチャーズ」を運営します。ハード面ではオフィスの提供、ソフト面では入居企業に対する経営相談や販路開拓などのカウンセリング、自由参加の交流サロンの実施による起業家同士のネットワークづくり、起業希望者へのセミナーの開催などを行い、ハード・ソフトの両面から女性の起業を支援します。

## 2.8 女性の政策・方針決定過程への参画促進 対象：女性

女性が政策・方針決定過程へ参画する「上へのチャレンジ」を推進するため、各種審議会や懇談会委員への女性の登用を積極的に行います。

また、農業の分野においても、女性農業者が経営主と対等なパートナーとして経営へ参画することを促進します。



## ○ 審議会等委員への女性の登用促進

本市における審議会等委員の女性の割合は平成19年4月1日現在で23.1%と高い水準ではありません。市政・まちづくり全般に女性の声を反映させ、よりよい町をつくるため、各種審議会や懇談会委員への女性の登用を積極的に推進します。

指標名	平成19年度見込み	平成24年度見込み
審議会等委員の女性の割合	23.1%	30%

## ○ 家族経営協定の締結促進

女性農業者が経営主と対等なパートナーとして経営に参画できるよう、就業時間や賃金などの取り決めを文書で行う「家族経営協定」の締結を促進します。

**29 女性の人材育成と活用** 対象：女性

女性の多様なチャレンジを推進するため、研修などにより人材を育成し、各分野での活用と活躍を促進します。

## ○ リーダー養成講座の開催

男女共同参画を推進し、各分野で活躍するリーダーを養成する講座を開催し、女性リーダーを育成します。

指標名	平成19年度見込み	平成24年度見込み
リーダー養成講座の開催回数	年1回	年2回

○ 海外研修への派遣

海外の先進国を訪問することで先進国の優れた事例等を研究するとともに、国際的な視野を広め、地域活動のリーダーとなる女性を養成する海外研修（栃木県主催の次世代人材づくり事業）へ派遣します。

○ 各分野での活用促進

研修等で力をつけた女性が、各活動団体等でリーダーとして力を発揮できるよう活用を促進するほか、審議会等委員の募集情報を提供し、公募委員への募集を働きかけたり、ときめく未来へ参画会議（40 ページ参照）の実行委員への登用や各種イベント等への参加促進など、能力の活用を積極的に行います。

○ 女性のチャレンジ事例集の発行

身近な女性の多様なチャレンジの事例を集めた「女性のチャレンジ事例集」を発行、周知し、事例を紹介することで女性のチャレンジする意欲の向上を支援します。



# 基本目標Ⅲ 男女が互いを尊重し 大切にする社会づくり

## 施策の体系

●：重点事業

★：新規事業

施策の方向	取り組むべき施策	施策・事業	ページ
4 女性に対する暴力根絶への取組	(1) 女性に対する暴力防止のための啓発	○ 女性に対する暴力防止のための啓発	79
		● ★DV 根絶強化月間の実施	80
	(2) 配偶者からの暴力の被害者への支援体制の強化	○ ★配偶者暴力相談支援にかかる基本計画の策定と推進	81
		● ★配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実	81
		○ 女性に対する暴力防止のための啓発	83
5 男女の生涯にわたる健康づくり	(1) ライフステージに応じた健康支援	○ ★DV 根絶強化月間の実施	84
		○ 関係機関との連携	84
		● ★男女の年代ごとの健康支援	85
		○ 若者への性教育の充実	86

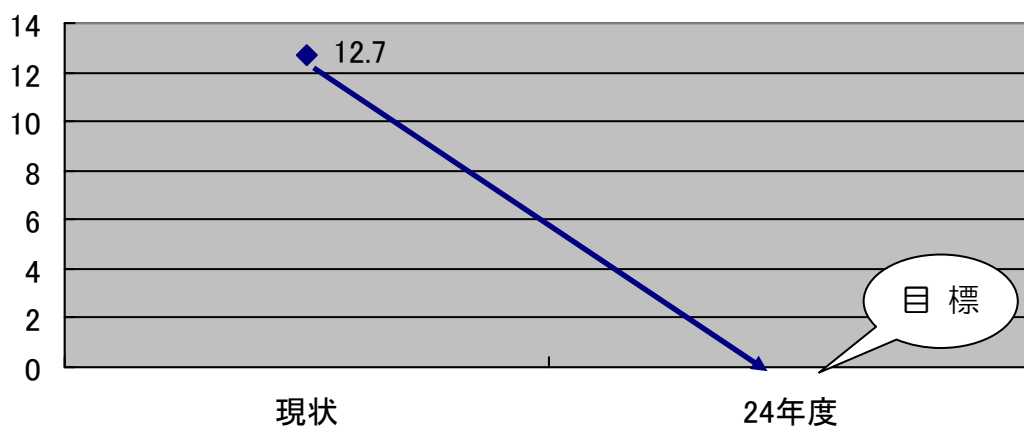
基本目標Ⅲ 男女が互いを尊重し大切に作る社会づくりの目標値

配偶者などからの暴力を受けたことのある女性を減らします

平成 18 年度に実施した男女共同参画に関する市民意識調査によると、過去 2 年間に女性の人権を著しく侵害する配偶者からの暴力（DV）を受けたことのある女性の割合は 12.7%で、本市の女性の 10 人に 1 人以上が配偶者などからの暴力を受けているという結果でした。

また、平成 17 年に内閣府が行った調査の結果でも、過去 5 年間に配偶者などから暴力を受けた経験のある女性の割合は 14.1%で、多くの女性が配偶者からの暴力を受けているという状況があることが分かります。

男女の人権が尊重される社会をつくるための取り組みを積極的に行い、この割合少しでも多く減らし、限りなく 0%に近づけることを目標とします。



指標	現状	平成 24 年度
配偶者などからの暴力を受けたことのある女性の割合	12.7%	0%に近づける

## 施策の方向 4

## 女性に対する暴力根絶への取組

配偶者からの暴力（ドメスティック・バイオレンス：DV）やセクシュアル・ハラスメントなど、女性の人間としての尊厳を損なうさまざまな形の暴力が存在しており、早急に対応する必要があります。女性に対する暴力の背景には、性別による固定的な役割分担、経済力の格差など、男女が置かれている状況等に根ざした構造的な問題があると考えられています。したがって、被害者への支援はもとより、人権尊重の教育や啓発が重要です。

特に配偶者からの暴力は、社会的問題として顕在化しており、暴力の予防から被害者の保護と自立支援まで、一貫した支援が必要です。

## 取組むべき施策 1

## 女性に対する暴力（DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、売買春、人身売買など）防止のための啓発

DV、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー、売買春、人身売買など、女性に対するあらゆる暴力を防止するための各種啓発事業を行い、女性に対する暴力の未然防止に努めます。

## 3.0 女性に対する暴力防止のための啓発

対象：全市民

女性に対するあらゆる形態の暴力を防止するための啓発を行います。

## ○ 講座・講演会の開催

講座や講演会などにより、女性に対する暴力が犯罪であり、重大な人権侵害であることへの理解を広めます。

○ リーフレットなどによる啓発

男女共同参画情報誌や広報うつのみや、女性に対する暴力防止のリーフレットなどにより広く市民への啓発を行います。

○ 若者向けの暴力防止のための啓発（再掲）

高校生や大学生を対象に、若者への暴力防止教育〔デート DV（恋人間などの暴力）防止講座〕を実施し、若い頃から暴力の芽を育てないための教育を行います。

また、デート DV 防止パンフレットを多くの若者に啓発できる機会である成人式や若者の集まる施設などにおいて配布し、暴力に対する‘気づき’を促します。

### 3.1 DV根絶強化月間の実施

対象：全市民

重点

新規

DV は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの社会的認識を広める必要があります。このため、本市では、宇都宮市配偶者暴力相談支援センター設置に併せて、女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）および、国における女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）が実施される11月を「うつのみやDV根絶強化月間」とし、講演会・パネル展示・広報うつのみやへの啓発記事の掲載・パープルリボン・プロジェクトなど、あらゆる機会を捉えて啓発事業を行うとともに、活動を全市に広め、DVの未然防止と被害者支援への理解を深めます。

**Whats?**

なぜ?なに?

パープルリボン・プロジェクト

1994年にアメリカで始まった運動で、現在は国際的なネットワークに発展しています。紫色のリボン（パープルリボン）を身に着けることで、DVをなくしたい、被害者の安全を守りたいという意思表示につながります。

指標名	平成19年度見込み	平成24年度見込み
DV根絶強化月間中の啓発事業数	—	3事業

取組むべき施策 2	<b>配偶者からの暴力の被害者への 支援体制の強化</b>
-----------	-----------------------------------

### 3.2 配偶者暴力相談支援にかかる基本計画の策定と推進 対象：全市民

新規

平成20年1月の改正DV防止法の施行を受け、市町村においても基本計画の策定が努力義務とされたことから、配偶者からの暴力の予防から被害者の自立支援まで、一貫した対策を講ずるための基本計画を平成20年度に策定し、推進します。

### 3.3 配偶者暴力相談支援センターの設置と機能の充実 対象：全市民

重点

新規

市民意識調査によると、配偶者からの暴力を受けた女性の約6割がだれにも相談をしていませんでした（16ページ参照）。一方、相談した人の相談先として、公共の相談窓口相談した人は約2割で、5年前の調査から約18ポイント上昇しました（16ページ参照）。今後も更に、公的な相談窓口を広く一般に周知するとともに、相談体制を充実・強化していく必要があると考えます。

このような中、平成20年1月の改正DV防止法の施行を受け、市町村においても配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務とされたことから、平成20年度から本市でも配偶者暴力相談支援センター業務を開始し、配偶者からの暴力の防止および被害者の保護のための相談や自立支援を行います。

○ 配偶者暴力相談支援センターの設置と相談の充実

配偶者暴力相談支援センターを設置することで、暴力について相談できる体制を充実します。被害者自身が、暴力は重大な人権侵害であることに気づき、自身の自尊感情を高めるための適切な助言・指導を行います。また、可能な限り既相談者へのフォロー相談も行います。

○ 配偶者暴力相談支援センターの周知

DV 被害にあったとき、いつでも相談ができるよう、配偶者からの暴力の相談窓口をパンフレットの配布やステッカーの貼付により、広く一般に周知します。

○ 相談員の質の向上

相談員の不適切な対応により被害者に更なる被害（二次的被害）を及ぼすことのないよう、研修を充実し資質の向上に努めます。また、相談員の心理的負担等が多いことから、相談体制の整備に努めます。

○ 外国人被害者への適切な対応

外国人のDV被害者は、被害者であることと外国人であることの二重の困難を抱えていることから、国際交流プラザなどの関係機関と連携し、適切な対応に努めます。

○ 女性のためのカウンセリングの実施

DV被害者は、暴力を受けた経験から精神的に不安定な状態にあることが多いことから自立に向けたカウンセリングを実施し、心理的な支援を行います。

指標名	平成19年度見込み	平成24年度見込み
女性のためのカウンセリング実施回数	年23回	年35回



○ 女性のための法律相談の実施

配偶者との離婚など、法的な支援が必要な被害者のために、女性弁護士による法律相談を実施します。

○ DV 被害者支援ボランティアによる支援 **新規**

DV 被害者支援ボランティア養成講座を受講したボランティアによる被害者の日常生活支援を行います。

**30 女性に対する暴力防止のための啓発（再掲）**

**対象：全市民**

女性に対するあらゆる形態の暴力を防止するための啓発を行います。

○ 講座・講演会の開催

講座や講演会などにより、女性に対する暴力が犯罪であり、重大な人権侵害であることへの理解を広めます。

○ リーフレットなどによる啓発

男女共同参画情報誌や広報うつのみや、女性に対する暴力防止のリーフレットなどにより広く市民への啓発を行います。

○ 若者向けの暴力防止のための啓発（再掲）

高校生や大学生を対象に、若者への暴力防止教育〔デート DV（恋人間などの暴力）防止講座〕を実施し、若い頃から暴力の芽を育てないための教育を行います。

また、デート DV 防止パンフレットを多くの若者に啓発できる機会である成人式や若者の集まる施設などにおいて配布し、暴力に対する‘気づき’を促します。

### 3.1 DV根絶強化月間の実施（再掲）

対象：全市民

新規

DV は、重大な人権侵害であり、決して許されるものではないとの社会的認識を広める必要があります。このため、本市では、宇都宮市配偶者暴力相談支援センター設置に併せて、女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）および、国における女性に対する暴力をなくす運動（11月12日～25日）が実施される11月を「うつのみやDV根絶強化月間」とし、講演会・パネル展示・広報うつのみやへの啓発記事の掲載・パープルリボン・プロジェクトなど、あらゆる機会を捉えて啓発事業を行うとともに、活動を全市に広め、DVの未然防止と被害者支援への理解を深めます。

### 3.4 関係機関との連携

対象：関係機関

DV被害者の相談、保護、自立支援等さまざまな段階において、関係機関と緊密に連携し、迅速・適切な対応を行います。

#### ○ 民間シェルターとの連携

民間シェルターに対し、運営費補助金や自助グループ事業補助金などの援助を行い、連携して被害者の保護および自立支援を行います。

#### ○ DV対策関係機関ネットワーク会議による連携

関係機関が共通の認識を持ってDV被害者への的確な対応を行うため、警察署・婦人相談所・民間シェルターなどの関係機関からなる「DV対策関係機関ネットワーク会議」を運営し、連携の強化を図ります。

#### ○ 宇都宮市DV防止庁内連絡調整会議の運営

庁内の関係部署が共通の認識を持ってDV被害者への的確な対応を行うため、「宇都宮市DV防止庁内連絡調整会議」を運営し、事例検討などを行います。

## 施策の方向 5

## 男女の生涯にわたる健康づくり

男性も女性も、互いの身体的特質を十分に理解しあい、人権を尊重しつつ、思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会の形成の前提であるといえます。

男女がともに身体について正しい情報を入手し、生涯を通じて健康を享受できるよう、男女の健康づくりを支援します。

## 取組むべき施策 1

## ライフステージに応じた健康支援

男女とも、自身のライフステージによって健康上の問題を抱えるため、それぞれのライフサイクルに応じた健康支援を行います。

## 3.5 男女の年代ごとの健康支援

対象：成人

重点

新規

男女のライフステージや身体的特質の違いに応じた健康支援を行います。

## ○ 夫婦で聴く健康講座の開催

市民意識調査によると、パートナーから自分の健康について理解してもらっていないと感じる人の割合は女性で約25%にのぼり、男性の8.8%を大きく上回っています（21ページ参照）。こうしたことから、パートナーの健康上の問題や身体上の違いを互いに理解する必要があるため、夫婦で聴く健康講座等を開催します。

指標名	平成19年度見込み	平成24年度見込み
夫婦で聴く健康講座開催回数	—	年2回

○ がん検診の実施

前立腺がん検診・婦人がん検診を実施し、男女の身体的特性による健康被害の早期発見・早期治療を促進します。

○ ママパパ学級の開催

妊婦とその夫を対象に、出産に伴う妊産婦の心と体の変化などについて学ぶ、ママパパ学級を開催します。

○ 妊婦健康診査の実施

妊娠・出産は、女性の健康にとって大きな節目です。安心して安全に子どもを産むことができるよう妊産婦健康診査の一部を公費で負担することで、健康支援を行います。

○ 不妊に悩む人への支援

不妊に悩む男女が多いことから、不妊に悩む人への財政的援助（不妊治療費助成）を行います。

**1.2 若者への性教育の充実（再掲）**

**対象：中学生・高校生**

思春期の若者が性と健康に関する正しい知識や情報を入手し、自らの性と健康を守るための望ましい行動が取れるような資質や能力を養います。

○ 「性教育サポート事業」の実施

中学3年生を対象に、産婦人科医師が講話する「性教育サポート事業」を全校で実施します。

○ 出前講座の実施

職員が中学校・高校等に出向き、性に関する正しい知識の教育と、エイズを含む性感染症の予防教育を行う「性といのちに関する健康教育出前講座・エイズ予防教育出前講座」を実施します。



